

第10回西和賀町議会定例会

令和6年9月13日（金）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1から日程第9までの認定議案については、決算審査特別委員会を設置し審査したところですが、決算審査特別委員会、真嶋実委員長より審査終了の旨の届出がありました。

真嶋実委員長より審査についての報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、真嶋実君。

2番 決算審査特別委員会委員長報告。

令和6年9月3日に決算審査特別委員会に付託された事件について、西和賀町議会会議規則第77条の規定により、その審査結果を報告いたします。

付託された事件は、認定第1号から第9号までの9会計の決算認定議案です。

議長を除く議員11人による決算審査特別委員会を組織し、9月4日から11日にかけて、主要事業の成果の確認と併せて関係課長等から説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査結果につきましては、認定第1号から第9号まで全ての議案を原案のとおり認定すべきと決定いたしました。

ここで、決算審査特別委員会における審査の

過程について、抜粋、一部要約し、ご報告しますが、審査の詳細については、後日町のホームページで公開される予定の議事録を御覧ください。

まず、決算審査において最も重要な着眼点は、予算が議決した趣旨と目的に沿って適正に、かつ効率的に執行されたかどうか、そして事業の執行によってどのような行政効果を得られたのかといった観点です。

決算審査に当たっては、事前に町監査委員から令和5年度決算における決算審査意見書が提出されていることから、計数等の詳細については省略しますが、審査の主な質疑と委員長としての所感を併せて述べさせていただきます。

総務課の審査では、まちなか交流館管理運営事業では、テラスの利用者数について、「前年度115人から今年度30人に減っているが、どのように分析しているか」との質問に対し、「この数値は利用申請の集計であり、申請がなくても自由に利用できる場所で、町民の交流の場として利用されているので、ふだんの様子からは利用者の大きな減少はないと把握している」との答弁がありました。

ふるさと振興課への質疑の中では、ふるさと納税の寄附額が前年度と比べ減少したことに対する質問では、「寄附額の減少は、令和4年度に受注過多により返礼品の発送遅延と受注停止の期間があったこと、昨年4月に発送業務などを請け負う委託業者を町外企業から西和賀産業公社へ移行した際に初動対応が遅れたことが要因」の説明がありました。しかし、「産業公社に移行して2年目となり、軌道に乗ってきている。また、ユキノチカラを通じたブランド化に

よる地域産品の開発等により、地域経済に生かしていきたい」との答弁がありました。

企画財政課への質疑の中では、町民バスの稼働状況を知ることができるバスロケーションシステムの利用者数に関する質問では、「湯夢プラザと西和賀さわうち病院に設置してある大型ディスプレイとスマートフォン等で確認でき、月平均4,841件、1日平均158件のアクセスがある。ホームページ等でも周知しているが、今後も利用者に行き届くよう情報発信に努めていきたい」との答弁がありました。

健康福祉課への質疑の中では、出産子育て相談情報サービス事業、通称、母子手帳アプリ「母子モ」の使用料に関し、その内容を質問したところ、「母子モは、妊娠期から出産、子育て期までの健康管理や育児相談、子育てに役立てていきたい様々な情報の発信など、子育てをサポートするアプリで、導入時から計71人に登録いただき、現在は56人に利用していただいている」との答弁がありました。

建設水道課への質疑の中では、除雪作業員育成支援事業に関する事業では、安全講習などに対し質問したところ、昨年度頻発した除雪作業中に起きた車両事故についての説明と事故後の対処、そして今後の再発防止策が示されました。

観光商工課への質疑の中では、観光コンサルティング業務委託事業の内容について質問したところ、「SNS等情報収集分析、顧客満足度調査内容検討と取りまとめ、地域おこし協力隊募集サポート、観光協会合同定例会コーディネーター業務を担っている」との答弁がありました。

町民課への質疑の中では、不燃物及びばいじん運搬処理業務委託料に関し質問があり、「新聞報道にあるように、岩手中部広域行政組合の処理施設の新規建設が延期になったが、現在委託している処理業者で対応可能なので、不燃ごみの出し方もこれまでと変わらない」との答弁がありました。

農業振興課への質疑の中では、農業みらいづ

くり基金積立金に関して、その使い道の検討状況に対する質問には、「現段階では活用についての検討には至っていない。今後目的とされる基金の使い道には慎重に検討していく」との答弁がありました。

学務課への質疑の中では、中学校部活動指導員配置事業の方向性についての質問では、「部活動は、将来的には地域スポーツクラブに移行することを想定している。現在既に和賀地区においても、学校単位だけでなく、地域クラブとして中体連の大会に出場しているチームもある。生涯学習課では、地域スポーツクラブ設立に向けて検討組織を設け、協議している」との答弁がありました。

生涯学習課への質疑の中では、男女共同参画推進事業の事業効果についての質問では、「標語コンクールの場で参加者同士の交流があり、それぞれの立場での意見交換ができ、効果があった。今後は話合いの裾野を広げ、啓蒙活動を継続的に行っていくことが重要」との答弁がありました。

西和賀さわうち病院への質疑の中では、西和賀消防署からの救急外来の受入れ状況について質問したところ、「令和5年度の救急受入れは154件、うち夜間休日は70件、平日は84件、患者数の合計は728人。救急車の受入れは88.3%、不搬送事例は19例であった。消防署としては、連携を密にするために定期的に情報交換をしており、今後も継続していく」との答弁がありました。

最終日の総括質疑においては、町職員と会計年度任用職員の人数、職員に対する比率が町として適正なのかどうかという質問があり、「令和5年4月1日現在、町職員172人、会計年度任用職員延べ129人、75%。令和6年3月31日現在、町職員172人、会計年度任用職員延べ181人、105%となっている。会計年度任用職員は、町が行う業務において必要とする人材、必要とする時間、期間を定めて任用しているので、

適正と判断している」との答弁がありました。

以上、決算審査における主な質疑について報告いたしました。

最後に、決算審査特別委員長としての所感を述べさせていただきます。決算審査は、予備審査に1日、各課特別会計ごとの審査については3日間、課や会計区分をまたぐ内容や全体を通しての総括質疑をさらに1日行い、各委員からの活発な質疑により審査を重ねてまいりました。

人口5,000人を切って迎えた令和5年度は、財政的にも厳しい状況の中で町政執行が執り行われました。経常収支比率は年々上昇し、令和5年は前年に引き続き90%を超える値となり、財政の硬直化は危機的な状況にあります。収支面では、実質収支は黒字を維持しているものの、単年度収支では赤字に陥っています。限られた予算の中で最大限の成果ある事業執行が求められ、適切かつ迅速な予算執行が求められています。

農業みらいづくり基金積立金の運用について、現段階では活用についての検討には至っていないとの答弁がありました。現在水田水張り問題をはじめ、水田農業の根幹に関わる農政大転換の中で、本町農業の未来づくりへのビジョンは待たなしの状況であります。基金の運用について、真剣かつ迅速な検討が求められています。

総括質疑において、役場正職員と会計年度任用職員の人数と比率について質疑がありました。会計年度任用職員の人数は常時変動していますが、令和5年度の年度末では正職員を上回る任用職員が働いているという実態が浮かび上がりました。会計年度任用職員制度は、令和2年、地方公務員法の改正に伴って新設されました。それまで各種非常勤、臨時職員の雇用条件等が一定程度統一されるという効果があった一方で、雇用の不安定さは解消されずに、むしろ後退したとも言われています。役場全体の職場としてのモチベーションを上げるためにも、会計年度任用職員の適正配置の再点検、雇用条件や正職

員への登用機会などの見直しが望まれます。

本町の冬の生活基盤の生命線を守る除雪について、民間委託やオペレーター確保対策がなされ、全国にも誇るべき本町の道路除雪の質を維持されていることに敬意を表します。一方で、除雪中の事故発生については、その原因や被害の大きさによっては、保険での補償の範囲を超える影響も想定しなければなりません。再発防止については、監査委員から個別事項での指摘も受けていますが、除雪作業従事者への安全指導、施設設備の点検徹底など、町としてのリスク管理、内部統制運用が求められます。

監査委員による決算審査意見書では、個別指摘事項として、「本来開催されるべき各種委員会、審議会、協議会等について、開催されなかったことにより、行政への意見、提言の機会が妨げられないように改善を図りたい」との指摘を受けています。設置規定がありながら予算計上自体されなかったものもあり、本決算特別委員会での審査の俎上には上がりませんでした。監査委員による指摘を重く受け止め、改善されることが求められます。

執行機関に当たっては、本特別委員会の審査を受け止め、決算の仕事を単に各事業の収支額を合わせることにとどめず、事業の目的に照らしてその成果や検証、分析までを認識し、次年度の事業に生かしていただきたいと考えます。

最後に、本特別委員会の審査に先立ち、長期間にわたり各会計の決算審査をしていただいた町監査委員のご労苦に敬意を申し上げますとともに、執行機関におかれましては福祉の向上に資するよう、無駄のない、かつ前向きな行政運営に努められますことを特に要望し、決算審査特別委員長の報告といたします。

議長 真嶋委員長は委員長席にお座りください。決算審査特別委員会、真嶋委員長の報告が終わりました。

審査は、当職を除く議員11人で審査したわけですが、この際質疑がありましたらこれ

を許します。

なお、質疑は決算審査の経過と報告に関する質疑に限りますので、念のため申し添えます。

質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。真嶋委員長は自席にお戻りください。

それでは、順次日程に従いながら進めますが、討論と表決はそれぞれ認定議案ごとに行います。

日程第1、認定第1号 令和5年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。賛成の事前通告があります。普本歌織君から賛成討論の通告がありました。

初めに、通告はありませんが、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成する普本歌織君の発言を許します。

普本歌織君。

3番 令和5年度一般会計決算の認定を支持する立場で討論いたします。その理由を幾つか述べさせていただきます。

まず、子育て支援では、母子手帳アプリ「母子モ」の活用や伴走型相談支援事業を通して、きめ細かい支援の努力を行ってきたことが分かりました。町内では活用できる資源や人材も限られており、子育て世帯には不便や不安を感じることもあると思われませんが、アプリの利用、近隣市との連携など、工夫した支援が行われていることを感じました。

教育関連では、令和5年度は保育所、小中学校のあり方検討が行われました。転換期を迎えるこの時期に、指導主事派遣事業などを通して専門的な見地からの意見を取り入れ、検討してきたこと、そして今後さらに連携を密にし、方向性を定めていくとのことでした。この検討は、今年度、令和6年度も続いているわけですが、地域と学校とのつながりやまちづくりを考える上でも非常に重要な事業であると考えます。今

後もさらなる専門的な見地からの情報収集や運営の具体化とともに、できるだけ多くの町民を巻き込んだ形で検討が進むことを望むものです。

また、保健福祉分野の事業として、若い方の奨学金返済のための援助である介護福祉事業所従事者奨学金返還支援補助金の事業を行っており、これは限られた分野ではありますが、若い方の奨学金返済の困難に応える事業であると考えます。高齢化が進む町にあっては、今後さらに重要度が増してくる分野でもあります。しかし、事業所や働く人たちは、人材確保をはじめ、様々な困難を抱えています。そういった人たちに寄り添う気持ちを伝えたいという答弁がありました。今後もそのような町の姿勢を町民に積極的に伝え、町民との信頼関係の構築に努めることを望みます。

また、審議の中で、会計年度任用職員の対一般職員者数の比率が、令和5年度3月時点では105%ということが分かりました。業務量に対し、必要な人材を確保できているということは評価するものです。しかし、安易に不安定な雇用を増やしていないか、正職員で雇用すべきところを会計年度任用職員に置き換えていないかなどの点検は常に必要であると考えます。

最後に、様々な事業の検討を通して幾つかの事業の今後の運営の中で、町民に説明の機会を設ける、意見を聞くという答弁がありました。まさに町政は、町民がどうしたいかで動いていくべきものであります。今人口減少をはじめ、様々な危機に直面している状況だからこそ、町民も役場も知恵を出し合って、どんな町にしていくかを話し合って決めていく、このような動きが加速していくことを期待しまして、賛成討論といたします。

議長 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

認定第1号 令和5年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長報告は認定すべきとするものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第2、認定第2号 令和5年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。普本歌織君から反対討論の通告がありました。

初めに、原案に反対する普本歌織君の発言を許します。

普本歌織君。

3番 国民健康保険特別会計認定に反対の立場で討論いたします。

国民健康保険特別会計は、年度当初の予算に対して適正に執行されていることは認めます。しかし、議会で再三取り上げている18歳までの子供の均等割の減免は、令和5年度も実現することはありませんでした。私が反対するのは、この点であります。

国民健康保険は、農業、自営業など、収入が不安定になりがちな加入者の多い保険です。物価高で食料、光熱費、原料代など、全てのものが値上がりし、生活の面でも、営業の面でも困難を抱えています。子育て家庭であれば、なおさらです。18歳までの子供の均等割減免は、子育て支援対策だと考えます。子供が増えれば保険料が上がる、こういった子育て世帯をさらに苦しめるような保険料体制は早急に見直し、減免を検討すべきです。今後は必要があれば県とも連携し、子育て世帯の負担軽減にも努めることを求めるものです。

以上です。

議長 次に、通告はありませんが、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 ほかに討論のある方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

認定第2号 令和5年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長報告は認定すべきとするものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第3、認定第3号 令和5年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

認定第3号 令和5年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第4、認定第4号 令和5年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

について討論に入ります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

認定第4号 令和5年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第5、認定第5号 令和5年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

認定第5号 令和5年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第6、認定第6号 令和5年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

認定第6号 令和5年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第7、認定第7号 令和5年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

認定第7号 令和5年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長報告は認定すべきとするものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第8、認定第8号 令和5年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の認定について討論に入ります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

認定第8号 令和5年度町立西和賀さわうち

病院事業会計決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長報告は認定すべきとするものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第9、認定第9号 令和5年度西和賀町水道事業会計決算の認定について討論に入ります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

認定第9号 令和5年度西和賀町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長報告は認定すべきとするものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第10、認定第10号 町民バスの取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第10号 町民バスの取得に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

この取得契約につきましては、予定価格700万円以上の財産取得であることから、地方自治法第96条第1項第8号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるもので

す。

契約の内容は、次のとおりであります。

1、取得する財産、町民バス。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、1,201万1,870円。

4、契約の相手方、西和賀町大沓36地割54番地2、有限会社佐藤自動車、代表取締役、佐藤一久。

参考までに、納期は令和7年2月28日、見積徴収事業者は、町内の自動車整備事業者6者と町民バス運行業務受託者1者の合わせて7者、見積書の開封は、8月9日に実施したものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第10号 町民バスの取得に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第11、議案第11号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第11号
岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更
の協議に関し議決を求めることについて提案理
由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律等の一部を改正す
る法律の施行に伴い、関係市町村の処理する事
務を変更するほか、負担金の算定に係る基準日
を変更することについて、地方自治法第291条
の3第1項の規定に基づく協議に関し、同法第
291条の11の規定により、議会の議決を求め
るものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わ
りますので、ご審議の上、原案のとおりご決定
くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わ
ります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入
ります。

議案第11号 岩手県後期高齢者医療広域連
合規約の一部変更の協議に関し議決を求め
ることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成
の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決
することに決定しました。

続いて、日程第12、請願・陳情第12号
岩手県立西和賀高等学校の令和7年度生徒募集
についての請願を議題とします。

総務教民常任委員会委員長、柳沢安雄君
より審査終了の旨の報告があります。柳沢委員
長よ

り審査結果についての報告を求めます。

柳沢安雄君。

10番 それでは、私のほうから報告をさ
せていただきますと思います。

総務教民常任委員会に付託されました
請願・陳情につきまして、その審査の経過
と結果をご報告いたします。

本委員会に付託されたのは、請願・陳情
第12号岩手県立西和賀高等学校の令和7
年度生徒募集についての請願についてで
ございます。

請願者は、西和賀商工会会長、高鷹政
明氏、ほか2名でございます。

紹介議員は、高橋敏樹議員でございま
す。

この陳情の審査を令和6年9月9日の
本会議終了後、湯田庁舎3階会議室にお
いて、委員5人全員による審査を行いま
した。

本請願の趣旨は、令和7年度岩手県立
西和賀高等学校の生徒募集について募
集定員を40名から80名に増やすよう、
関係機関に意見書を提出することを求め
るものでございます。

審査では、委員から、「県では定員増
について複数年様子を見ると言っている
ようだが、それでは遅いということは
そのとおりだと思う」、「西和賀高
校を受験しても受け入れてもらえない
ということがあれば、今後敬遠する人
が出てきかねない」などの意見があ
りました。

岩手県立西和賀高等学校は、周知の
とおり、本町唯一の高校として地域で
重要な役割を果たして、人口減少、少
子化といった厳しい現状の中にもか
かわらず、教職員と西和賀町魅力化
支援取組や関係者らのたゆまぬ努力
が結実したことにより、町内外の中
学生、保護者の方々から評価を得
て、令和6年度の一般入試では、地
域の小規模校としては異例の成果を
収めました。この機会を逃さず、生
かし、さらなる躍進を遂げるには、
本請願にも示されているとおり、
生徒の増員が必要不可欠であります。
生徒を増員することにより、岩手
県立西和賀高等学校はより活気に
あふれ、町民を元気にし、関係人
口の

拡大、地域経済の好循環といった町の活性化につながるものと考えられます。

審査の結果、委員会としての結論は、この請願趣旨に賛同し、全会一致で採択すべきとの結論に至りました。

以上、請願・陳情第12号について、総務教民常任委員会の委員長報告といたします。議員各位のご賛同のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 柳沢委員長は委員長席にお座りください。柳沢委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。柳沢委員長は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

請願・陳情第12号 岩手県立西和賀高等学校の令和7年度生徒募集についての請願を採決します。

本件に対する委員長報告は採択すべきであります。

委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本件は採択することに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時42分 休 憩

午前10時44分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

ここでお諮りします。高橋敏樹君、普本歌織君から発議第1号が提出されましたので、お手元に配付しております。これを直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思

いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1、発議第1号 岩手県立西和賀高等学校の令和7年度生徒募集定員増を求める意見書を議題とします。

本案について提案理由の趣旨説明を求めます。高橋敏樹君。

5番 発議第1号、令和6年9月13日、西和賀町議会議長、高橋雅一殿。提案者、西和賀町議会議員、高橋敏樹、賛成者、西和賀町議会議員、普本歌織。

岩手県立西和賀高等学校の令和7年度生徒募集定員増を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり西和賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

趣旨、岩手県立西和賀高等学校の令和7年度生徒募集定員を80人(2学級)に増やすよう求める意見書を、地方自治法第99条の規定により、関係機関に提出しようとするものである。

意見書を読み上げ、提案とさせていただきます。

岩手県立西和賀高等学校の令和7年度生徒募集定員増を求める意見書。

岩手県立西和賀高等学校(以下「西和賀高校」という。)は、昭和47年4月の開校以来、西和賀町唯一の高等学校として、地域にとってなくてはならない重要な役割を果たしてきております。

近年人口減少と少子化が進むなかでも、教職員のたゆみない努力により、生徒一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな習熟度別の指導体制が確立され、加えて西和賀町の魅力化支援の取組など関係者の幾多の努力もあり、大学進学実績等で着実な成果を収めております。

こうしたことが町内外の中学生やその保護者から評価を得るところとなり、令和6年度一般入試では39人の募集に対し48人から応募があり、

志願倍率で地域の小規模校としては異例の1.23倍という数字になったことは、町民共々喜んでいるところであります。

しかし一方で、先の県議会において、県教育長の「いわて留学を通じて定員を超える状況が複数年続けば学級増を考える必要がある」との発言は、西和賀高校においては少なくとも令和7年度も現行の40人定員で生徒募集を行うというメッセージであり、西和賀高校を志望校の一つとして考えていた生徒や保護者が、同校を進路の選択から外す動機になるのではないかと懸念します。

西和賀高校の定員増は、町民に精神面で希望や元気を与えるばかりでなく、当町創生の礎となり関係人口の拡大や地域経済の好循環など、町の活性化にとって大きなインパクトになるものと確信しております。学級（定員）増を果たすためには、西和賀高校に対する関心、注目が高まっている現下のタイミングが絶好のチャンスです。

またこれを実現することは、当町と同じように県立高校を持ち少子高齢化や過疎に悩む市町村にとって活性化のきっかけとなり、やがては岩手県の地方創生の一助となります。

以上の理由から、西和賀高校の2学級（定員80人）増については、「複数年続く」のを待つのではなく、令和7年度入試から直ちに実施していただくことを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見を提出いたします。

令和6年9月13日、岩手県西和賀町議会。

提出先、岩手県知事、岩手県教育委員会教育長。

以上のとおり提案いたしますので、ご審議の上、議員各位のご賛同によりご決定賜りますようお願いいたします。

議長 提案理由の趣旨説明が終わりました。提案書は提案者席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。

質疑ありませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。提案者は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

発議第1号 岩手県立西和賀高等学校の令和7年度生徒募集定員増を求める意見書を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本議会として意見書を関係機関に提出することになりますが、その提出先につきましては提案者の提案どおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

続いて、日程第13、閉会中の継続審査の件を議題とします。

産業建設常任委員会に付託した請願・陳情第10号 用水路（穴堰）崩壊に伴う復旧工事依頼に関する陳情書に関しては、産業建設常任委員会、北村嗣雄委員長から、委員会において審査中の事件について、西和賀町議会会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があり、これを受理しました。

ついては、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

それでは、委員長からの申出のとおり、閉会

中の継続審査とすることに決定しました。

続いて、日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お手元に配付しております議員派遣について事務局長に説明させます。

事務局長 それでは、議員派遣の件についてご説明いたします。

本議会は、地方自治法第100条第13項及び西和賀町議会会議規則第120条の規定により、次のとおり議員を派遣するものです。

件名は、令和6年度西和賀町議会行政視察研修。

目的は、西和賀町の抱えている課題の解決と議員の資質向上、議会の活性化を図るため、先進地の調査研修を実施し、町政の発展に寄与することを目的とします。

派遣場所は、福島県双葉郡大熊町。

派遣概要は、大熊町における保育所、学校のあり方について及び大熊町における地域づくり、まちづくりの観点から見た小さなまち（復興拠点整備）事業についてです。

派遣期間は、令和6年10月3日から4日まで。

派遣議員は12人。

以上です。

議長 お諮りします。

ただいまの事務局長の説明のとおり議員派遣をすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、事務局長の説明のとおり議員派遣をすることに決定しました。

ただいま議員派遣の件は議決されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については当職に一任願いたいと思います。

お諮りします。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

以上で本定例会の全ての議事を終了いたしました。

これをもって第10回西和賀町議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでございました。

午前10時55分 閉 会